

上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 上川中部における人口定住に必要な生活機能の確保による定住自立圏の形成に当たり、圏域の将来像及び定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する上川中部定住自立圏共生ビジョンの変更及び成果の検証を行うため、上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会を（以下「懇談会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 懇談会は、上川中部定住自立圏共生ビジョンの策定（変更を含む。）のための審議を行う。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等から、市長が依頼する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員となった日から当該委員となった日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に、座長及び副座長を各 1 名置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、会務を総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 懇談会の事務局は、旭川市総合政策部政策調整課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 8 月 5 日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 5 日から施行する。